

# 小松市専用水道事務取扱方針

小松市

平成25年 4月

# 目 次

第 1	通則	1
第 2	専用水道布設工事確認申請	1
第 3	専用水道の布設工事設計の施設基準適合確認通知	3
第 4	記載事項変更の届出	3
第 5	給水開始前の届出及び検査	3
第 6	専用水道水道技術管理者の設置・変更	4
第 7	給水の緊急停止	4
第 8	専用水道の業務委託・委託失効	4
第 9	専用水道の廃止	5

## 第1 通則

### 1 趣旨

この方針は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の規定に基づき、専用水道設置者が市長に提出する各種の申請書、届出書及び報告書(以下「申請書等」という。)について、書式や手続き等必要事項を定めるものである。

### 2 申請書等の作成・提出部数と提出先

専用水道設置者は、本方針第2から第9に掲げる申請書等の手続きを行うときは、書類を1部作成し、小松市上下水道管理課へ提出するものとする。

なお、申請者等は写しを保存するものとする。

## 第2 専用水道布設工事確認申請

法第32条に定める確認を受けるにあたり、法第33条第1項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

### 1 専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)

添付書類(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)第53条)

(1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類

(2) 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

供給が行われる地域は、原則として、字名、町名等で記載し、寄宿舍、社宅、療養所等の名称を記載すること。図面は、原則として、次の(3)と一葉の図面であること。

(3) 水道施設の位置を明らかにする地図

水源、導水、浄水、送水、配水施設を一葉の地図(縮尺1/10,000~1/25,000)に記入すること。

なお、水道施設には主要な計画緒元を付記するとともに、供給が行われる地域を黄色で色づけすること。

(4) 水源及び浄水施設の周辺の概況を明らかにする地図

原則として、地図の縮尺は1/1,000~1/5,000であること。

(5) 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

原則として、次のとおりとする。

主要構造物の主要な寸法、構造がわかるものであること。

ただし、主要構造物とは、ダム及び取水堰(申請者等が設置したもの)、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、導水管きよ、送水管とする。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

取水場、浄水施設、配水施設等の一般平面図・・・1/500~1/1,000

主要な水道施設の水位高低図……………縦:1/100 又は 1/200、横:任意

主要構造物の一般図……………1/100~1/500

主要構造物の構造詳細図……………1/10~1/100

(6) 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

原則として、次のとおりとする。

平面図には測点符号、管種、管径、延長のほか制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図には、このほか測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を記載すること。

なお、図面の縮尺は次のとおりであること。

平面図……………1/1,000～1/10,000

縦断面図……………縦：1/200～1/400、横：1/1,000～1/5,000

## 2 工事設計書

### (1) 一日最大給水量及び一日平均給水量

目標年次までの年度ごとに記載すること。

### (2) 水源の種別及び取水地点

水源の種別の区分は、一般に河川水(自流水)、湖沼水(自流水)、ダム水(放流水を含む)、伏流水、浅層地下水、深層地下水、湧水及び他の水道から供給を受ける水であり、取水地点は、地番、地先名、許可申請書添付書類等によって特定するほか、地下水にあっては採取深度も含めるものとする。

### (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果

水源の水量の概算は、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占用の許可に係るものにあつては、許可水量又は許可見込水量と計画取水量、それ以外の場合にあつては、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能量と計画取水量を記載すること。

水質検査に関する添付書類は、次のとおりであること。

① 水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去1年間に行った原水の全項目試験結果(表流水にあっては少なくとも四半期ごと、地下水にあっては複数回行うこと。)、また必要に応じて行った生物化学的酸素要求量、浮遊物質、浸食性遊離炭酸(地下水源にあって pH が 6.5 以下のものについては必ず測定すること。)、アンモニア性窒素等の試験結果

② 試験結果値が水質基準値を超過又は近似値の項目(一般細菌、大腸菌、濁度等を除く。)は、検査頻度を増加(週1回、月1回等)するなど、推移、傾向が判明できる複数の試験結果

③ 必要に応じて行った水源水質の将来予測結果

④ 原水及び既存施設によって供給される水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンの検査結果

⑤ 既存施設により供給される水の複数回の全項目試験結果及びトリハロメタンの検査結果

### (4) 水道施設の概要

水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要を簡潔に記載すること。

また、フローシートに主要施設の容量及び能力を記入したものを添付すること。

### (5) 水道施設の位置(標高および水位を含む。)、規模及び構造

水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合にあっては、高水位及び低水位)、規模(容量、寸法)及び構造(形状、材質、型式等)を記載すること。

### (6) 浄水方法

浄水方法について、工程ごとに処理の主要緒元(薬品注入量、滞留時間等)を記載すること。特殊処理(粒状活性炭処理、オゾン処理、生物処理等)を行う場合、又は、

水道施設設計指針・解説に記載のない施設を利用する場合には、実験データ等が添付され、処理の安全性、確実性及び維持管理計画等を明らかにすること。

なお、オゾン処理を行う場合は、原則として、活性炭処理を併用するものであること。

(7) 工事の着手及び完了の予定年月日

専用水道施設の工事着手予定年月日及び完了年月日を記載すること。

(8) その他厚生労働省令で定める事項

① 主要な水理計算

水源から配水管の末端に至るまでの主要な配水系統の水位、水圧、水量等に関する計算を記載するとともに、各施設の計画緒元をまとめること。

記載すべき工種は、浅井戸、深井戸、取水門、取水塔、取水わく、取水管きよ、集水埋管、ダム、凝集池、沈でん地、ろ過池、洗浄水槽、暖気設備、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、ポンプ設備、管きよ(導水、送水、配水幹線及び主要施設の連絡管きよを含む。)とする。

なお、配水管の管径決定の際、配水区画ごとの人口、水量を表す図及び表を添付すること。

② 主要な構造計算

水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度安全性等の計算を記載すること。ただし、ここで記載すべき構造物とは、第 2 1(5)に示した主要構造物とする。

### 第3 専用水道の布設工事設計の施設基準適合確認通知

法第 33 条第 5 項の規定に基づく通知は、次に掲げるものとする。なお、この通知は、第 2 の申請を受理した日から起算して 30 日以内に、書面をもってしなければならない。

1 専用水道布設工事設計の施設基準適合確認通知書(様式第 2 号)

法第 5 条の施設基準に適合することを確認したときに申請者に通知する。

2 専用水道布設工事設計の施設基準不適合通知書(様式第 3 号)

法第 5 条の施設基準に適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときに申請者に通知する。

### 第4 記載事項変更の届出

法第 33 条第 3 項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 記載事項変更届出書(様式第 4 号)

### 第5 給水開始前の届出及び検査

法第 34 条第 1 項で準用する法第 13 条第 1 項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

1 専用水道給水開始届出書(様式第 5 号)

## 添付書類

### (1) 水質検査の結果

水質検査は規則第 54 条において準用する規則第 10 条に規定する事項について行い、その結果を添付すること。

具体的には水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)に掲げる全項目(50 項目)及び消毒の残留効果について行う。

### (2) 施設検査の結果

水道施設の検査は規則第 54 条において準用する規則第 11 条に規定する事項について行い、その結果を添付すること。

具体的には、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響がある事項・水道施設について行う。

## 第6 専用水道水道技術管理者の設置・変更

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 19 条第 1 項に規定する水道技術管理者を設置・変更した場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。

### 1 専用水道水道技術管理者設置報告書(様式第 6 号)

#### 添付書類

#### (1) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

### 2 専用水道水道技術管理者変更報告書(様式第 7 号)

#### 添付書類

#### (1) 水道技術管理者の資格を有することを証する書類

## 第7 給水の緊急停止

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 23 条第 1 項の規定に基づき給水の緊急停止を行った場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。

### 1 専用水道給水緊急停止報告書(様式第 8 号)

## 第8 専用水道の業務委託・委託失効

法第 34 条第 1 項において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出すべき書類は、次に掲げるものとする。

### 1 専用水道業務委託届出書(様式第 9 号)

#### 添付書類

#### (1) 委託契約書の写し

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。)第 7 条第 3 項に掲げる条項を含む委託契約書を作成し、その写しを添付する。

#### (2) 受託水道監理技術者の資格を有することを証する書類

### 2 専用水道業務委託契約失効届出書(様式第 10 号)

## 第9 専用水道の廃止

専用水道を廃止した場合に提出する書類は、次に掲げるものとする。なお、専用水道に該当しなくなった場合も廃止とする。

- 1 専用水道廃止報告書(様式第 11 号)